

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部  
瑞浪市緑化推進委員会

令和2年度地域緑化推進協議会  
会議資料

# 目次

令和2年度協議会委員名簿	1
瑞浪市緑化推進委員会運営要領	2～3
議案資料	
第1号議案 令和2年度「緑の募金」実績報告について	4
第2号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について	5～6
第3号議案 令和3年度「緑の募金」活動計画について	7
第4号議案 令和3年度事業計画及び収支予算について	8
第5号議案 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑 化推進委員会運営要領の改正について	9～10

瑞浪市緑化推進委員会  
令和2年度地域緑化推進協議会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
支部長	瑞浪市長	水 野 光 二
協議会委員	瑞浪市連合自治会土岐地区区長会長	永 井 研
	瑞浪市連合自治会釜戸町区長会長	伊 藤 雅 敏
	瑞浪市連合自治会陶町連合区会長	水 野 勝 人
	陶都森林組合代表理事組合長	勝 股 敬
	岐阜県造園緑化協会陶都支部瑞浪分区長	板 垣 隆 春
	瑞浪市教育委員会事務局長	南 波 昇
	瑞浪市経済部長	鈴 木 創 造
事務局長	瑞浪市経済部農林課長	市 原 憲
事務局	瑞浪市経済部農林課農地森林整備係長	重 永 大 介
	瑞浪市経済部農林課農地森林整備係	石 原 伸 也

**公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部  
瑞浪市緑化推進委員会運営要領**

(名称)

第1条 支部の名称は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会と称し、通称瑞浪市緑化推進委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 この要領は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部設置規程（以下「支部設置規程」という。）に基づき支部の運営について、必要な事項を定め、その適切な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会定款（以下「定款」という。）第4条に定める、次の事業を行う。

- (1) 「緑の募金」の推進に関する事業
- (2) 森林整備に関する事業
- (3) 緑化推進に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(事業活動の区域)

第4条 委員会の活動の区域は、瑞浪市の区域とする。

(役員)

第5条 支部設置規程に基づき、委員会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (1人)
  - (2) 事務局長 (1人)
  - (3) 会計 (1人)
- 2 支部長は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長（以下「理事長」という。）の任命を受けて、この任にあたる。
- 3 事務局長及び会計は支部長が任命する。

(事務局)

第6条 委員会の事務及び会計を処理するため事務局を置く。

- 2 委員会の事務局は、瑞浪市経済環境部農林課内に置く。

(地域緑化推進協議会の設置)

第7条 委員会に、地域緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。

- (1) 緑の募金の推進活動に関する審議及び提案
- (2) 地域緑化推進活動事業に関する審議及び提案

(地域緑化推進協議会の組織)

第8条 協議会委員は、次の組織の代表者をもって組織する。

- (1) 瑞浪市連合自治会(3人)
- (2) 陶都森林組合(1人)
- (3) 岐阜県造園緑化協会 陶都支部瑞浪分区(1人)
- (4) 瑞浪市教育委員会(1人)

- (5) 瑞浪市経済環境部(1人)
  - (6) その他支部長が推薦するもの
- 2 協議会委員は支部長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
  - 3 補欠又は増員により就任した協議会委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(地域緑化推進協議会会長)

第9条 協議会に会長を置き、協議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 協議会会長に事故があるときは、委員のうちから、協議会会長があらかじめ定める者がその職務を代行し、協議会会長が欠けたときはその職務を行う。

(協議会の開催)

第10条 協議会は、年1回以上開催する。

- 2 協議会は、支部長が招集する。
- 3 協議会の議長は、協議会会長がこれに当たる。
- 4 重要な協議の決議は、出席した協議会委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において議長は、協議会委員として決議に加わることはできない。

(重要な協議の決議事項)

第11条 重要な協議の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営要領の改正
- (2) 協議会会長の選任

(議事録)

第12条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(事業執行)

第13条 事業執行にあたっては、定款第3条の目的及び第4条の事業並びに地域緑化推進活動事業年次計画に基づき、適正に執行するものとする。

- 2 緑の募金の推進活動事業については、理事長が定める「緑の募金実施要領」に基づいて実施するものとする。
- 3 地域緑化推進活動事業については、理事長が定める「地域緑化推進活動事業実施要領」に基づいて実施するものとする。

(会計)

第14条 委員会の会計は、理事長が定める「公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部会計要領」に基づいて処理する。

- 2 委員会の経費は、地域緑化推進活動事業費をもって充てる。
- 3 委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 この要領は、平成23年9月13日から施行する。

## 令和2年度「緑の募金」実績報告について

各地区の4月の区長会で、区長さん・組長さんに募金のお願いをしました。  
その結果、各地区において次のとおりご協力をいただきました。

地区名	金額（円）
瑞浪地区	354,200
土岐地区	204,900
明世地区	47,200
稲津地区	121,400
陶地区	122,700
釜戸地区	90,200
日吉地区	65,500
大湫地区	12,200
計	1,018,300

## 令和2年度事業報告及び収支決算について

### 《令和2年度事業報告》

#### ① 公共施設緑化

- ・小里川ダム湖畔において、ノムラモミジ5本、イロハモミジ10本植樹しました。



- ・土岐町名滝の散策路において、ソメイヨシノ（桜）10本植樹しました。
- ・小里城御殿場跡周辺において、イロハモミジ10本植樹します。（令和3年3月22日配布予定）

## ② 普及啓発

- ・令和2年11月26日（木）日吉小学校の5年生を対象とした里山体験学習に、間伐材を使用した貯金箱キットを支給しました。



- ・令和2年11月27日（金）～29日（日）、きなあつ瑞浪のリニューアルオープンに合わせて、来客者に対して苗木（ヤマボウシ・クチナシ：200セット、ヤマボウシ・トキワマンサク：200セット）を配布しました。



- ・幼いころから木に触れて親しむ木育を進めるため、瑞浪市内の幼児園に、東濃ヒノキを使用した積木を配布します。（令和3年3月末予定）



## 《令和2年度収支決算》

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日  
(単位：円)

### 収入の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
前年度繰越金	9,377	9,377	0	
地域緑化推進活動事業費	515,623	534,623	19,000	
その他(利息)		4	4	
合計	525,000	544,004	19,004	

### 支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
緑化推進事業費				
公共施設緑化	351,328	130,950	△ 220,378	苗木・資材・標柱購入費
普及啓発	170,000	395,101	225,101	日吉里山体験学習資材支給 15,251円 きなあた瑞浪配布用苗木代 200,000円 木育用積木配布 179,850円
緑化推進事務費	3,672	5,280	1,608	振込手数料
小計	525,000	531,331	6,331	
繰越金	0	12,673	12,673	
合計	525,000	544,004	19,004	

### 第3号議案

## 令和3年度「緑の募金」活動計画について

各地区の4月の区長会で、区長さん・組長さんに募金のお願いをする予定です。

その際に、別紙のお願い文書や振込依頼書、岐阜県緑化推進委員会のチラシを、緑の羽根と一緒に封筒に入れて配布します。

第4号議案

令和3年度事業計画及び収支予算について

《令和3年度事業計画》

①公共施設緑化

市内の公共施設において、苗木の植樹を行います。

②普及啓発

瑞浪市農業祭において、来場者に対して花の苗木の配布を行います。

《令和3年度収支予算》

自 令和 3年 4月 1日  
至 令和 4年 3月31日  
(単位：円)

収入の部

科目	3年度予算額	2年度予算額	比較増減	備考
前年度繰越金	12,673	9,377	3,296	
地域緑化推進活動事業費	547,327	515,623	31,704	
その他(利息)				
合計	560,000	525,000	35,000	

支出の部

科目	3年度予算額	2年度予算額	比較増減	備考
緑化推進事業費				
公共施設緑化	370,000	351,328	18,672	苗木・標柱購入費
普及啓発	185,000	170,000	15,000	里山体験教室資材支給 15,000円 農業祭配布用苗木代 100,000円 小里川ダム里山教室イベント助成 70,000円
緑化推進事務費	5,000	3,672	1,328	振込手数料
小計	560,000	525,000	35,000	
繰越金	0	0	0	
合計	560,000	525,000	35,000	

## 第 5 号議案

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会運営要領の一部改正について

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会運営要領の一部を改正することについて協議会の決議を求める。

令和 3 年 3 月 8 日 提出

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会瑞浪支部 支部長 水野光二

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会運営要領を改正について

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会運営要領（平成 23 年 9 月 13 日制定）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「環境」を削る。

第 8 条第 1 項第 5 号中「環境」を削り、同条第 2 項中「2 年」を「1 年」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会運営要領の一部の改正について

【制定趣旨】

委員の任期を現況に合わせ1年に短縮する。また、所属名を変更する。

【改正内容】

委員の任期の短縮及び所属名等の所要の改正。

【施行日】

本要領の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条 (略) (事務局)	第1条～第5条 (略) (事務局)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 委員会の事務局は、瑞浪市経済____部農林課内に置く。	2 委員会の事務局は、瑞浪市経済環境部農林課内に置く。
第8条 (略)	第8条 (略)
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 瑞浪市経済____部	(5) 瑞浪市経済環境部
(6) (略)	(6) (略)
2 協議会委員は支部長が任命し、その任期は1年とする。ただし、再任することができる。	2 協議会委員は支部長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3 (略)	3 (略)
第9条～第14条 (略)	第9条～第14条 (略)